

## 申立時に提出を求められる添付書類及び郵券一覧

平成29年2月10日現在

※ 事案により、ここに掲げる書類の他に提出を求められる書類がありますので、ご注意ください。

### 那覇家庭裁判所

事 件 名	添 付 書 類	郵 券 等
〔別表第一の事件〕	収入印紙 800円	
成年後見開始 保佐開始 補助開始	1 本人の戸籍謄本（全部事項証明書）・住民票又は戸籍附票 ・本人の登記事項なきことの証明書・裁判所が交付する後見等事件用診断書・鑑定に関する連絡票 2 候補者の住民票又は戸籍附票 3 本人の財産に関する資料（不動産登記事項証明書、未登記の場合固定資産評価証明書）、預貯金及び有価証券の残高が分かる書類（通帳写し、残高証明書等） 4 その他裁判所が交付する関係書類一式	500円×2 100円×8 82円×10 10円×10 合計2720円  保佐・補助については 500円×2, 52円×1を加算  【登記手数料】 収入印紙2600円
成年後見人選任/辞任 保佐人選任/辞任 補助人選任/辞任	1 選任申立 候補者の住民票又は戸籍附票 2 辞任申立 原因を証する資料（例：診断書等）	500円×2 100円×6 82円×5 52円×1 10円×10 合計2162円  辞任・選任同時申立ての場合は、 500円×2, 52円×1, 10円×2を加算  【登記手数料】 ・辞任の場合 収入印紙1400円
保佐人に代理権を付与する 補助人に代理権を付与する	保護の必要性を証する資料（遺産分割協議書案等）	500円×2 100円×6 82円×5 52円×1 10円×10 合計2162円  【登記手数料】 保佐開始と同時ではなく、代理権のみの登記の場合は、収入印紙1400円
成年後見人（保佐人、補助人）の解任	1 申立人の戸籍謄本 2 成年後見人等を解任することが相当であることを証する資料	500円×2 100円×6 82円×5 52円×1 10円×10 合計2162円

事 件 名	添 付 書 類	郵 券 等
特別代理人（臨時保佐人、臨時補助人）選任	1 特別代理人候補者等の住民票 2 利益相反行為関係書面（契約書案、遺産分割協議書案等） 3 遺産分割協議の場合、「被相続人の出生から死亡までの連続した戸籍（除籍、改製原戸籍）謄本及びそれらから相続人の戸籍につながるまでの戸籍」 4 遺産分割協議の場合：遺産の疎明資料（不動産登記簿謄本及び固定資産評価証明書、通帳の写し等）	82円×10 10円×5 合計870円
居住用不動産処分許可	1 処分の内容を明らかにする資料（売買契約書案、抵当権設定契約書案等） 2 不動産登記事項証明書 3 固定資産評価証明書（売買契約の時）	82円×1 10円×1 合計92円
任意後見監督人選任	1 事件本人の戸籍謄本（全部事項証明書）・住民票又は戸籍附票 2 成年後見に関する登記事項証明書 3 診断書 4 候補者の住民票又は戸籍附票 5 任意後見契約公正証書写し 6 事件本人の財産に関する資料	500円×2 100円×6 82円×10 10円×10 合計2520円  登記手数料 収入印紙1400円
後見人等の報酬付与	1 後見事務報告書・財産目録 2 財産に関する資料（預貯金通帳写し、不動産登記事項証明書については、開始事件申立時に提出済みの場合は不要）	82円×1
成年被後見人に宛てた郵便物等の配達の嘱託	基本的資料 申立人及び本人の住民票（ただし、後見開始後に住所変更がある場合のみ） ア 後見開始（選任）直後の初回の申立て 原則疎明資料不要 イ 後見人の選任の効力が生じた日から1年以上経過した後の申立て 申立ての理由に応じた疎明資料 ウ 身上監護のみを有する後見人 財産管理権を有する後見人の同意書 エ 複数の財産管理後見人の1人が申立てをする場合 他の財産管理後見人の同意書	82円×2 1072円×1 嘱託先が複数の場合は嘱託先が1増えるごとに82円を加算
成年被後見人に宛てた郵便物等の配達の嘱託の取消し（事情変更）	1 申立人及び本人の住民票写し各1通（記録上の住所に変更があったときのみ） 2 回送嘱託審判後の事情変更を疎明する資料	基本額 82円×2 ア 郵便物等の回送を受けている後見人以外の者が申立てをする場合 1072円を加算 イ 後見人が複数の場合 後見人が増えるごとに、1072円を加算 ウ 嘱託先が複数の場合 嘱託先が1増えるごとに、82円を加算

事 件 名	添 付 書 類	郵 券 等
成年被後見人に宛てた郵便物等の配達の嘱託変更事件	1 申立人及び本人の住民票写し各1通（記録上の住所に変更があったときのみ） 2 回送嘱託審判後の事情変更を疎明する資料	基本額 82円×2 ア 郵便物等の回送を受けている後見人以外の者が申立てをする場合 1072円を加算 イ 後見人が複数の場合 後見人が増えるごとに、1072円を加算 ウ 嘱託先が複数の場合 嘱託先が1増えるごとに、82円を加算
成年被後見人の死亡後の火葬又は埋葬に関する契約の締結その他相続財産の保存に必要な行為についての許可	1 死亡診断書の写し又は本人の死亡の記載がある戸籍謄本 2 許可を要する行為の種類に応じた書類	82円×1
不在者財産管理人選任	1 基本的資料 不在者の戸籍謄本（全部事項証明書）・住民票又は戸籍附票 2 申立人の利害関係を証する資料 ア 申立人が不在者の親族の場合 不在者の親族であることを明らかにする戸籍謄本（全部事項証明書）等 イ 申立人が債権者・債務者の場合 貸借契約書・金銭消費貸借契約書等 3 不在者の財産に関する資料 ア 不在者の財産目録 イ 不在者の財産に関する資料（不動産登記事項証明書、固定資産評価証明書、預貯金残高証明書等）  ※ 不在者財産が遺産に対する共有持分であるとき（遺産分割協議を目的とする申立ての場合が典型的）は、相続関係図、不在者が被相続人の相続人であることを明らかにする戸籍謄本（全部事項証明書）  4 不在を証する資料 不在者の最後の住所あてに送付した郵便物の封筒（消印が明瞭に押されているもの）、申立人やその他親族等が所在調査をした内容をまとめた調査報告書（様式は適宜で可）など 5 管理人候補者関係資料 候補者の住民票	500円×2 100円×12 82円×15 10円×10 合計3530円

事 件 名	添 付 書 類	郵 券 等
不在者財産管理人の権限外行為許可	権限外行為に関する資料（その行為の特定、必要性、相当性に関するもの。） （例）遺産分割協議の場合：「被相続人の出生から死亡までの連続した戸籍（除籍、改製原戸籍）謄本及びそれらから相続人の戸籍につながるまでの戸籍」、遺産の疎明資料（不動産登記簿謄本及び固定資産評価証明書、通帳の写し等）	82円×1 10円×1 合計92円
失踪宣告	1 申立人の利害関係を証する資料（親族関係であれば戸籍謄本（全部事項証明書）等） 2 失踪者の戸籍謄本（全部事項証明書）及び戸籍附票 3 その他失踪を証する資料	500円×2 100円×12 82円×20 10円×10 合計3940円
特別代理人選任（利益相反行為）	1 親権者(未成年後見人)の戸籍謄本(全部事項証明書) 2 子(被後見人)の戸籍謄本(全部事項証明書) 3 利害関係人からの申立ての場合は、それを証する資料 4 特別代理人候補者の住民票又は戸籍附票 5 利益相反に関する資料(契約書案、遺産分割協議書案等) 6 遺産分割協議の場合、①被相続人の出生から死亡までの連続した戸籍（除籍、改製原戸籍）謄本、②相続人の戸籍謄本（全部事項証明書）、 ③遺産の疎明資料（不動産登記簿謄本、固定資産評価証明書、通帳の写し等）	82円×10 10円×5 合計870円  子(被後見人)が複数の場合は、1人増えるごとに82円×2+10円×5ずつ追加)
養子縁組許可	1 養親となる者の戸籍謄本（全部事項証明書） 2 養子となる者の戸籍謄本（全部事項証明書） 3 養子となる者が15歳未満の場合、代諾者・監護者たる父母の戸籍謄本（全部事項証明書）	82円×10 合計820円
特別養子縁組	1 養親となる者の戸籍謄本（全部事項証明書） 2 養子となる者の戸籍謄本（全部事項証明書） 3 養子となる者の実父母の戸籍謄本（全部事項証明書）	500円×6 82円×12 10円×10 合計4084円
死後離縁許可	1 養親の戸籍（又は除籍）謄本（全部事項証明書） 2 養子の戸籍（又は除籍）謄本（全部事項証明書）	500円×2 82円×10 10円×2 合計1840円

事 件 名	添 付 書 類	郵 券 等
未成年後見人選任	1 未成年者の戸籍謄本（全部事項証明書）・住民票又は戸籍附票 2 候補者の戸籍謄本（全部事項証明書） 3 未成年者に対する親権を行うものがないこと等を証する書面（親権者の死亡を証する戸籍（除籍，改製原戸籍）謄本や行方不明を証する書類等） 4 未成年者の財産に関する資料（不動産登記事項証明書（未登記の場合，固定資産評価証明書），預貯金及び有価証券の残高が分かる書類（通帳写し，残高証明書等）等） 5 利害関係人からの申立の場合，利害関係を証する資料（親族の場合，親族であることを明らかにする戸籍謄本（全部事項証明書）等） 6 その他裁判所が交付する関係書類一式	500円×2 100円×6 82円×10 10円×10 合計2520円
相続放棄の申述	<p>【1 放棄する人が被相続人の配偶者のとき】</p> ①被相続人の住民票除票又は戸籍附票 ②被相続人の「死亡」の記載のある戸籍謄本 <p>【2 第一順位のとき】</p> ①被相続人の住民票除票又は戸籍附票 ②被相続人の「死亡」の記載のある戸籍謄本 ③放棄する人の現在の戸籍謄本 ④放棄する人が代襲者（孫，ひ孫等）の場合は本来の相続人（子）の「死亡」の記載のある戸籍謄本 <p>【3 第二順位のとき】</p> ①被相続人の住民票除票又は戸籍附票 ②被相続人の出生時から「死亡」の記載のある戸籍謄本まですべて（戸籍が滅失して存在しないものがある場合はその旨の行政証明書） ③被相続人の子（及びその代襲者）で死亡している者がある場合，その子（及び代襲者）の出生時から死亡時までのすべての戸籍謄本 ④放棄する人の現在の戸籍謄本 <p>【4 第三順位のとき】</p> ①被相続人の住民票除票又は戸籍附票 ②被相続人の出生時の戸籍謄本から「死亡」の記載のある戸籍謄本まですべて（戸籍が滅失して存在しないものがある場合は，その旨の行政証明書） ③放棄する人の現在の戸籍謄本 ④被相続人の子（及びその代襲者）で死亡している者がある場合，その子（及び代襲者）の出生時から死亡時までのすべての戸籍謄本 ⑤被相続人の父母・祖父母で死亡している方がいれば，その方の「死の記載のある戸籍謄本（戸籍が滅失して存在しないものがある場合は，その旨の行政証明書）（ただし，他の戸籍から，父母・祖父母が死亡していること又は110歳以上であることが分かる場合はその戸籍は不要） <p>【※ 同一の被相続人について相続放棄事件等が先行している場合，同事件で提出済みの戸籍は不要】</p>	82円×3 10円×2 合計266円

事 件 名	添 付 書 類	郵 券 等
相続の限定承認	<p>【1 申述人が第一順位のとき】</p> <p>①被相続人の住民票除票又は戸籍附票  ②被相続人の出生から死亡時までのすべての戸籍  ③申述人全員の戸籍謄本  ④被相続人の子（及びその代襲者）で死亡している者がある場合、その子（及び代襲者）の出生から死亡時までのすべての戸籍謄本  ⑤財産目録</p> <p>【2 第二順位のとき】</p> <p>①被相続人の住民票除票又は戸籍附票  ②被相続人の出生から死亡時までのすべての戸籍  ③申述人全員の戸籍謄本  ④被相続人の子（及びその代襲者）で死亡している者がある場合、その子（及び代襲者）の出生から死亡時までのすべての戸籍謄本  ⑤死亡している直系尊属（相続人と同じ代及び下の代の直系尊属に限る）（例：相続人が祖母の場合、父母と祖父）がある場合、その直系尊属の死亡の記載のある戸籍  ⑥財産目録</p> <p>【3 第三順位のとき】</p> <p>①被相続人の住民票除票又は戸籍附票  ②被相続人の出生から死亡時までのすべての戸籍  ③申述人全員の戸籍謄本  ④被相続人の子（及びその代襲者）で死亡している者がある場合、その子（及び代襲者）の出生から死亡時までのすべての戸籍謄本  ⑤被相続人の父母・祖父母で死亡している方がいれば、その方の「死亡」の記載のある戸籍謄本（戸籍が滅失して存在しないものがある場合は、その旨の行政証明書）（ただし、他の戸籍から、父母・祖父母が死亡していること又は110歳以上であることが分かる場合はその戸籍は不要）  ⑥死亡している兄弟姉妹がある場合、その兄弟姉妹の出生から死亡時までのすべての戸籍  ⑦代襲者としてのおい・めいで、死亡している者がある場合、そのおい・めいの死亡の記載のある戸籍  ⑧財産目録</p> <p>【※ 同一の被相続人について相続の承認又は放棄の期間の伸長事件等が先行している場合、同事件で提出済みの戸籍は不要】</p>	(82円×3+10円×2) ×申述人数
相続の承認又は放棄の期間の伸長	「相続放棄の申述」と同じ	82円×3 10円×2 合計266円
遺留分放棄許可	1 申立人，被相続人の戸籍謄本（全部事項証明書） 2 財産目録	82円×5 10円×2 合計430円

事 件 名	添 付 書 類	郵 券 等
推定相続人の廃除	1 生前の場合、申立人（被相続人）の戸籍謄本（全部事項証明書） 2 遺言による場合、遺言者の死亡が記載された戸籍（除籍，改製原戸籍）謄本（全部事項証明書） 3 相手方の戸籍謄本（全部事項証明書） 4 遺言による場合、遺言書写し又は遺言書の検認調書謄本の写し 5 遺言による場合で家庭裁判所の審判により選任された遺言執行者が申し立てる場合、遺言執行者選任の審判謄本写し	500×2 82円×4 52円×1 20円×1 10円×4 合計1440円×当事者数
相続財産管理人選任	1 被相続人の出生から死亡までのすべての戸籍（除籍，改製原戸籍）謄本・住民票除票又は戸籍附票 2 被相続人の父母の出生から死亡までのすべての戸籍（除籍，改製原戸籍）謄本 3 被相続人の子（及びその代襲者）で死亡している者がある場合，その子（及び代襲者）の出生から死亡までのすべての戸籍（除籍，改製原戸籍）謄本 4 被相続人の直系尊属の死亡の記載のある戸籍（除籍，改製原戸籍）謄本 5 被相続人の兄弟姉妹で死亡している者がある場合，その兄弟姉妹の出生時から死亡時までのすべての戸籍（除籍，改製原戸籍）謄本 6 代襲者としてのおい，めいで死亡している者がある場合，その者の死亡の記載のある戸籍（除籍，改製原戸籍）謄本 7 申立人の戸籍謄本（全部事項証明書）（申立人が利害関係人の場合，利害を証する資料（戸籍謄本（全部事項証明書），金銭消費貸借契約書等） 8 候補者の住民票又は戸籍附票 9 財産目録及び財産を証する資料（不動産登記事項証明書，預貯金通帳写し，残高証明書等） 10 相続人が相続放棄している場合は，その照会結果書面	500円×2 82円×10 10円×10 合計1920円
相続財産管理人の権限外行為許可	権限外行為に関する資料（その行為の特定，必要性，相当性に関するもの。） （例）売買契約書等	82円×1 10円×1 合計92円
特別縁故者に対する相続財産分与	1 申立人の住民票又は戸籍附票 2 被相続人との縁故関係を説明する上申書	500円×4 82円×8 52円×2 10円×7 合計2830円
相続人搜索の公告	官報公告(相続債権者受遺者への請求申出の催告)写し	82円×3 10円×1 合計256円

事 件 名	添 付 書 類	郵 券 等
遺言書検認	<p>【1 相続人が第一順位するとき】</p> <p>①遺言者の出生から死亡時までのすべての戸籍  ②相続人全員の戸籍謄本  ③遺言者の子（及びその代襲者）で死亡している者がある場合、その子（及び代襲者）の出生から死亡時までのすべての戸籍謄本</p> <p>【2 第二順位するとき】</p> <p>①遺言者の出生から死亡時までのすべての戸籍  ②相続人全員の戸籍謄本  ③遺言者の子（及びその代襲者）で死亡している者がある場合、その子（及び代襲者）の出生から死亡時までのすべての戸籍謄本  ④死亡している直系尊属（相続人と同じ代及び下の代の直系尊属に限る）（例：相続人が祖母の場合、父母と祖父）がある場合、その直系尊属の死亡の記載のある戸籍</p> <p>【3 第三順位するとき】</p> <p>①遺言者の出生から死亡時までのすべての戸籍  ②相続人全員の戸籍謄本  ③遺言者の子（及びその代襲者）で死亡している者がある場合、その子（及び代襲者）の出生から死亡時までのすべての戸籍謄本  ④遺言者の父母・祖父母で死亡している方がいれば、その方の「死亡」の記載のある戸籍謄本（戸籍が滅失して存在しないものがある場合は、その旨の行政証明書）（ただし、他の戸籍から、父母・祖父母が死亡していること又は110歳以上であることが分かる場合はその戸籍は不要）  ⑤死亡している兄弟姉妹がある場合、その兄弟姉妹の出生から死亡時までのすべての戸籍  ⑥代襲者としてのおい・めいで、死亡している者がある場合、そのおい・めいの死亡の記載のある戸籍</p> <p>【※ 同一の被相続人について相続の承認又は放棄期間の伸長事件等が先行している場合、同事件で提出済みの戸籍は不要】</p>	82円×2×当事者数
遺言の確認	<p>1 遺言者の戸籍（除籍）謄本  2 立会証人の住民票又は戸籍附票  3 遺言書写し  4 遺言者生存中の場合、診断書  5 立会証人以外の者が申立人の場合、利害関係を疎明する資料（親族の場合は戸籍謄本等）</p>	<p>500円×2  82円×4  52円×1  20円×1  10円×4  合計1440円</p>

事 件 名	添 付 書 類	郵 券 等
遺言執行者選任	1 遺言者の死亡の記載のある戸籍（除籍，改製原戸籍）謄本 （ただし，申立先の家庭裁判所に遺言書検認事件の記録が保存されている場合（検認から5年間保存）は添付不要） 2 遺言執行者候補者の住民票又は戸籍附票 3 申立人の利害関係を証する資料（親族の場合，戸籍謄本（全部事項証明書）等） 4 遺言書写し又は遺言書の検認調書謄本の写し（ただし，申立先の家庭裁判所に検認事件の記録が保存されている場合（検認から5年間保存）は添付不要）	500円×2 82円×5 52円×1 20円×1 10円×5 合計1532円
氏の変更許可	1 申立人の戸籍謄本（全部事項証明書）（婚姻前の氏への変更の場合は婚姻前の戸籍謄本（全部事項証明書），婚姻中の氏への変更の場合は，婚姻中の戸籍謄本（全部事項証明書） 2 外国人の配偶者の氏への変更や，外国人の父又は母の氏への変更の場合は，同人の住民票又はパスポート写し 3 「やむを得ない事由」を証する資料（写し可） 4 同一戸籍内にある15歳以上の者の同意書	500円×2 82円×5 10円×4 合計1450円  夫婦で申立ての場合は，500円×2，82円×1を追加。
名の変更許可	1 申立人の戸籍謄本（全部事項証明書） 2 名の変更の「正当な事由」を証する資料（写し可） 3 15歳未満の場合は，法定代理人の戸籍謄本（全部事項証明書）（ただし，申立人の戸籍と重複する場合は不要）	82円×6 10円×5 合計542円
子の氏変更許可	1 子，父，母の戸籍謄本（全部事項証明書）（父母の離婚を理由とする場合，離婚の記載のあるもの） 2 申立人に配偶者がいるときはその同意書 3 入籍先の戸籍筆頭者及び配偶者の同意書（同意書の提出が得られない場合は，その住所・連絡先を記載した書面）	82円×1 子の数が複数の場合は10円×1加算
戸籍訂正	1 申立人の戸籍謄本（全部事項証明書） 2 訂正の対象となるすべての戸籍（除籍，改製前戸籍）謄本 3 訂正すべき記載の原因となった経緯を裏付ける資料（仮戸籍申告時の錯誤であれば仮戸籍申告書の写し，申立ての実情を裏付ける資料）	500円×2 82円×11 10円×5 合計1952円  （告知の対象となる事件本人が申立人以外にいる場合は，その人数×500円×2，82円×1を追加）
保護者選任 （保護者順位変更申立てを含む。）	1 事件本人の戸籍謄本（全部事項証明書）・診断書（申立書の診断欄の利用可） 2 保護者候補者の戸籍謄本（全部事項証明書：本人との関係を明らかにするもの） 3 確定裁判又は不起訴処分を受けたことに関する資料 4 【保護者順位変更も併せて申立てする場合】 先順位者について，保護者として不相当であることの資料（診断書等）	82円×3 10円×3 合計276円

事 件 名	添 付 書 類	郵 券 等
1 扶養義務の設定 2 扶養義務の設定の取 消し	1 申立人、事件本人及び扶養義務者となるべき者の 戸籍謄本（三親等内の親族であることを裏付ける資 料）、民877Ⅱ所定の特別事情を裏付ける資料 2 扶養権利者及び扶養義務者の戸籍謄本扶養義務設 定の審判書写し、民877Ⅱ所定の事情変更を裏付け る資料	1 【扶養義務者となるべき者が 申立人の場合】 82円×3 【扶養義務者となるべき者以 外の者が申立人の場合】 500円×2 82円×10 10円×2  2 【扶養権利者が申立人の場 合】 82円×3 【扶養権利者以外の者が申 立人の場合】 500円×2 82×10 10×2
性別の取扱い変更	1 申立人の出生から現在に至るまでのすべての戸籍 （除籍、改製原戸籍）謄本 2 厚生労働省令で定める事項の記載のある2人以上 の医師による診断書	500円×2 82円×5 10円×2 合計1430円
児童福祉施設入所承 認・同期間更新承認	1 保護者・児童の戸籍謄本 2 資格証明書（児童相談所の所長の証明） 3 施設収容の必要性等についての資料	500円×6 82円×13 10円×5 合計4116円
親権喪失／親権停止	申立人・事件本人・未成年者の戸籍謄本	同上
〔一般調停〕	収入印紙 1200円	
夫婦間調整	1 夫婦の戸籍謄本（全部事項証明書） 2 養育費請求がある場合は、収入に関する資料（源 泉徴収票、給与明細、賞与明細など） 3 財産分与請求がある場合は、財産目録、夫婦の財 産に関する資料（不動産登記事項証明書、固定資産評 価証明書、その他財産関係基本書証など） 4 年金分割の申立がある場合は、年金分割のための 情報通知書（一年以内に発行されたものの原本・分割 を求める年金ごとに必要）	82円×5 50円×5 20円×10 10円×5 2円×5 合計920円
慰謝料	申立ての段階では特になし。	同上
遺留分減殺請求	1 当事者（相続人）全員の戸籍謄本（全部事項証明 書） 2 被相続人の出生から死亡までのすべての戸籍（除 籍）謄本 3 代襲相続人と被相続人の続柄を示す戸籍（除籍、 改製原戸籍）謄本 4 不動産登記事項証明書・固定資産評価証明書 5 遺言が存在する場合、遺言書写し又はその検認調 書の写し	82円×2 50円×3 20円×4 10円×3 2円×5 1円×6 合計440円×当事者数

事 件 名	添 付 書 類	郵 券 等
親族間紛争	申立ての段階では特になし。	82円×5 50円×5 20円×10 10円×5 2円×5 合計920円
離婚後の紛争	1 申立人の戸籍謄本（全部事項証明書） 2 関係書証	同上
遺産に関する紛争調整	1 申立人の戸籍謄本 2 相手方の戸籍謄本 3 被相続人の戸籍謄本又は除籍謄本 4 不動産登記事項証明書（登記簿謄本）（不動産について争いのある場合）	82円×3 50円×2 20円×5 10円×5 2円×5 1円×4 合計510円×当事者数
離縁	1 養親の戸籍謄本 2 養子の戸籍謄本 3 養子が未成年者の場合，離縁後に親権者となる者の戸籍謄本	82円×5 50円×5 20円×10 10円×5 2円×5 合計920円
[別表第二の事件]	収入印紙 1200円	
夫婦同居	夫婦の戸籍謄本（全部事項証明書）	82円×5 50円×5 20円×10 10円×5 2円×5 合計920円  ただし，審判申立ての場合は，次の郵券を追加する。 500円×2 20円×2 2円×1 合計1042円×当事者数
婚姻費用分担	1 夫婦の戸籍謄本（全部事項証明書） 2 申立人の収入関係の資料（源泉徴収票，給与明細書3か月分，確定申告書写し等）	同上
財産分与	1 離婚時の夫婦の戸籍謄本（全部事項証明書）（離婚により夫婦の一方が除籍された記載のあるもの） 2 財産目録・不動産登記事項証明書・固定資産評価証明書・その他財産関係基本書証（預貯金通帳写し，残高証明書など）	同上

事 件 名	添 付 書 類	郵 券 等
請求すべき按分割合	<p>年金分割のための情報通知書（離婚の日が記載されたもの）（一年以内に発行されたものの原本・分割を求める年金ごとに必要）</p> <p>※ 審判申立ての場合は、確定証明申請用の収入印紙150円分（分割を求める年金ごとに1件の申立てとなる）</p>	<p>82円×5 50円×5 20円×10 10円×5 2円×5 合計920円</p> <p>ただし、審判申立ての場合は、次の郵券を追加する。 500円×2 20円×2 2円×1 合計1042円×当事者数</p>
親権者変更	<p>当事者双方及び子の戸籍謄本（全部事項証明書）（親権者死亡の場合は、死亡した親権者の戸籍（除籍）謄本）</p>	<p>同上</p>
扶養	<p>1 当事者双方の戸籍謄本（全部事項証明書） 2 扶養義務者が他の扶養義務者を相手方とする場合は、扶養権利者の戸籍謄本</p>	<p>82円×5 50円×5 20円×10 10円×5 2円×5 合計920円</p> <p>ただし、審判申立ての場合は、次の郵券を追加する。 500円×2 20円×2 2円×1 合計1042円×当事者数</p>

事 件 名	添 付 書 類	郵 券 等
養育費 面会交流 子の引渡し 子の監護者の指定・変更	1 未成年者の戸籍謄本（全部事項証明書） 2 養育費の場合、申立人の収入関係の資料（源泉徴収票、給与明細、確定申告の写し等）	82円×5 50円×5 20円×10 10円×5 2円×5 合計920円  ただし、審判申立ての場合は、次の郵券を追加する。 500円×2 20円×2 2円×1 合計1042円×当事者数
遺産分割	1 被相続人との関係を証する除籍謄本、改製原戸籍謄本 ア 相続人が被相続人の配偶者、子、親以外にはいない場合 被相続人の出生時（被相続人の親の除籍謄本又は改製原戸籍謄本等）から死亡時までの連続した全戸籍謄本 イ 相続人の中に、被相続人の兄弟姉妹が含まれる場合 アで必要になる戸籍謄本に加えて、被相続人の父母の出生時（被相続人の父方祖父母及び母方祖父母の除籍謄本又は改製原戸籍謄本等）から死亡時までの連続した全戸籍謄本 ウ 相続人の中に、子又は兄弟姉妹の代襲者が含まれる場合 ア、イのいずれかが必要となる戸籍謄本に加えて、代襲者と本来の相続人（被代襲者）との続柄を示す戸籍謄本 エ 相続人の戸籍が存在しない場合は、存在しないことの証明書  2 申立人及び相手方全員の戸籍謄本（全部事項証明書）（外国人の場合は、外国人登録原票記載事項証明書）・住民票又は戸籍附票 ※ 1及び2のほか必要に応じて ア 法定代理人の戸籍謄本（全部事項証明書）、住民票 イ 遺言書写し、遺産分割協議書写し 3 不動産登記事項証明書・公図（不動産複数の場合）・建物配置図（未登記建物がある場合） 4 固定資産税評価証明書 5 相続税申告書 6 その他遺産目録記載の遺産があることを証明する資料の写し（預貯金の通帳・証書・残高証明書、有価証券・投資信託に関する取引口座の残高報告書、不動産評価額の査定書など、遺産の内容や評価額が分かるもの。） 7 申立書附票 8 相続関係図	100円×2 82円×3 20円×5 10円×5 2円×5 1円×4 合計610円×当事者数  ただし、審判申立ての場合は、次の郵券を追加する。 500円×3 100円×2 20円×2 10円×1 2円×5 合計1760円×当事者数

事 件 名	添 付 書 類	郵 券 等
寄与分	1 遺産分割事件が既に係属している場合、申立書添付書類は不要 2 遺産分割事件が係属していない場合、遺産分割事件と同じ	82円×5 50円×5 20円×10 10円×5 2円×5 合計920円
〔合意に相当する審判事件〕	収入印紙 1200円	
親子関係不存在確認	1 当事者双方・法定代理人の戸籍謄本（全部事項証明書）（申立人、相手方（子を相手方とするときはその法定代理人）の戸籍謄本（全部事項証明書）） 2 申立人（子）の出生証明書（出生届未了の場合）（申立人、相手方（子を相手方とするときはその法定代理人）） （もし、申立て前に入手が困難な戸籍等がある場合は、その戸籍等は申立て後に追加提出することでも差し支えありません。）	500円×4 82円×8 50円×2 20円×8 10円×8 2円×7 合計3010円
嫡出子否認	1 申立人、相手方（子を相手方とするときはその法定代理人）当事者双方・法定代理人の戸籍謄本（全部事項証明書） 2 子の出生証明書（出生届未了の場合・取得可能な場合） （もし、申立て前に入手が困難な戸籍等がある場合は、その戸籍等は申立て後に追加提出することでも差し支えありません。）	同上
協議離婚無効確認	1 当事者双方の戸籍謄本（全部事項証明書） 2 離婚届の記載事項証明書 3 利害関係人からの申立ての場合、利害関係を証する資料 （もし、申立て前に入手が困難な戸籍等がある場合は、その戸籍等は申立て後に追加提出することでも差し支えありません。）	同上
認知	1 子及び母の戸籍謄本（全部事項証明書） 2 相手方の戸籍謄本（全部事項証明書） 3 離婚後300日以内に出生した出生届未了の子に関する申立ての場合、子の出生証明书写し（もし、申立て前に入手が困難な戸籍等がある場合は、その戸籍等は申立て後に追加提出することでも差し支えありません。）	同上

事 件 名	添 付 書 類	郵 券 等
認知無効	1 子及び母の戸籍謄本（全部事項証明書） 2 認知者の戸籍謄本（全部事項証明書） 3 利害関係人からの申立ての場合、利害関係を証する資料 （親族の場合、戸籍謄本（全部事項証明書）等） 4 認知届の記載事項証明書 （もし、申立て前に入手が困難な戸籍等がある場合は、その戸籍等は申立て後に追加提出することでも差し支えありません。）	500円×4 82円×8 50円×2 20円×8 10円×8 2円×7 合計3010円
[人事訴訟]	収入印紙 1万3000円～	
離婚	1 当事者双方（夫婦）の戸籍謄本（全部事項証明書） 2 調停調書（夫婦関係調整調停のもの）謄本又は調停不成立証明書（家事調停を経た事件） 3 不動産登記事項証明書・固定資産評価証明書（財産分与で不動産の取得を求めている場合） 4 年金分割のための情報通知書（年金分割を求めている場合）（一年以内に発行されたものの原本・分割を求める年金ごとに必要） 5 その他証拠書類の写し（被告の数+1通）	500円×8 100円×12 82円×4 20円×8 10円×10 2円×8 1円×6 合計5810円

### 1 審判前保全処分

- (1) 収入印紙 1000円
- (2) 郵 券 (500円×4+82円×8+20円×12+2円×10)×当事者数

### 2 控訴事件（当事者双方1人の場合）

- 郵 券 500円×8(4), 100円×4, 82円×10, 50円×8, 20円×10, 10円×11, 5円×10, 2円×10
- ※上記郵券枚数の（ ）内の数字は、1人増すごとの追加枚数  
 ※代理人が共通する場合の当事者の数は1人として数えます。

### 3 即時抗告

- (1) 収入印紙 別表第一（甲類）の事件1200円, 別表第二（乙類）の事件1800円
- (2) 郵 券 【別表第一（甲類）】(当事者1人につき)  
 500円×4, 100円×2, 82円×2, 50円×1, 20円×2  
 10円×3, 5円×2, 2円×3

【別表第二（乙類）】(当事者双方1人の場合)  
 500円×4(2), 100円×4(2), 82円×4(2), 50円×2(1), 20円×4(2), 10円×7(3), 5円×2(2), 2円×6(3)

※上記郵券枚数の（ ）内の数字は、1人増すごとの追加枚数  
 ※代理人が共通する場合の当事者の数は1人として数えます。

※ 本書面に記載のないものについては、家庭裁判所にご確認ください。